

令和 7 年度 兵庫県国際交流協会

民間国際交流事業助成制度 事業実施前説明会

助成対象外となるケース

完了年月日以降の支出について

1. 完了年月日の変更申請をせずに、完了年月日以降に支出したもの・・・**×**
2. イベント終了後に、衣装をクリーニングに出した。会場の片づけを業者発注した・・・事業報告書提出（30日以内）までの領収書であれば**OK**

広報等での留意点

1. 実施結果を団体のホームページやフェイスブック等に掲載し、**実施結果の広報に努めること**
2. 実績報告書にホームページの掲載文面を印刷して提出してください

飲食経費について（助成対象外のもの）

1. レストラン等での飲食、出前、ケータリングサービス・・・✕
2. 既成食品（惣菜、弁当、お菓子）や市販の飲料水・・・✕
3. イベント当日に会場で調理するための食材料等が助成の対象

領収書について

1. 原本の提出が必要（返還が必要な場合は申し出る）
2. 領収印（サイン）が無いものは不可
3. 領収書の名宛人は団体であること（個人名のものとは不可）
4. 領収書の日付は要注意

通販で物品を購入する場合

1. 送付先や領収書には団体名が記載されるよう注意すること
2. 請求書や領収書が個人名のもの（団体名が記載されていないもの）・・・✕

旅費（交通費）について

1. 交通ルートを明記すること
2. 概算払い（お車代）・・・✕
3. 受領者の領収印（サイン）が無いものは助成対象外

収益を伴う活動（物販）は対象外

1. 食材料費は、原則として参加者に無償で提供する料理が対象
2. 屋台での飲食物（エスニック料理等）の販売等収益が八
資するものは助成の対象外

公租、公課について

1. 税金（消費税等）

2. 収入印紙等団体が公的機関に支払うもの
助成対象外（助成金に含めない）